(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に 基づき、特別工業地区内における建築物又は工作物の建築又は築造の制限に関して必要な事項を定 めるものとする。

(建築物等の制限)

- 第2条 特別工業地区内においては、別表に掲げる事業を営む工場の用途に供するための建築物又は 同表第15号に規定する用途に供するための工作物を建築又は築造してはならない。ただし、市長が 当該地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合において は、この限りでない。
- 2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物又は 工作物の建築又は築造の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなけれ ばならない。

(既存建築物等に対する制限の緩和)

- 第3条 この条例の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物若しくは工作物又は現に工事中の建築物若しくは工作物で、その用途が前条の規定に適合しないものは、同条の規定にかかわらず次の各号に掲げる範囲内において増築、改築し、又はその用途を変更することができる。
 - (1) 増築又は改築が基準時(この条例の規定の施行又は適用の日をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、基準時における敷地面積に対する増築又は改築後における延べ面積及び建築面積の割合が法第52条第1項及び法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築、改築又は用途変更後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物又は工作物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計又は築造面積の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当した者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 前2条の規定に違反して建築物若しくは工作物を建築若しくは築造した場合における当該建築物若しくは工作物の設計者又は設計図書を用いないで工事を施工し、若しくは設計図書に従わないで工事を施工した当該建築物若しくは工作物の工事施工者
 - (2) 法第87条第2項若しくは第3項において準用する第2条の規定又は前条の規定に違反して建築物又は工作物の用途を変更した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は築造主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は築造主に対して同項の刑を科する。

(両罰規定)

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

この条例の施行日は、市長が告示で定める。

(昭和48年9月25日告示第121号で昭和48年9月25日から施行)

附 則(昭和50年4月1日条例第14号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年12月21日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日条例第31号)

- 1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月8日条例第56号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物(塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機 過酸化物(過酸化バリウムに限る。)、硫化りん、赤りん、カリウム及び黄りんを除く。)の製造
- (2) ニトロセルロース製品の製造
- (3) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造
- (4) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造
- (5) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (6) 可燃性ガスの製造
- (7) 塩素、臭素、ヨード、弗ふつ化水素酸、硝酸、燐りん酸、苛か性カリ、苛か性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、さらし粉、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒ひ素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シヤン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、酢さく酸、石炭酸、アスピリン、グアヤコール又はクローム化合物の製造
- (8) たんぱく質の加水分解による製品の製造
- (9) 油脂の採取、硬化又は加熱加工
- (10) 合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造
- (11) 肥料の製造
- (12) 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造
- (13) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- (14) アスファルトの精製
- (15) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜りゆう産物又はその残りかすを原料とする製造
- (16) セメント、石膏こう、消石灰、生石炭又はカーバイドの製造
- (17) 金属の溶融又は精練(容量の合計が100リットルを超えないるつぼ若しくはかまを使用する もの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)
- (18) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕
- (19) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造
- (20) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕
- (21) 前各号に掲げるもののほか、衛生上有害の度が高いと認めて市長が指定する事業